

富士・東部地域  
循環型社会形成推進地域計画

富士・東部広域環境事務組合

富士吉田市

都留市

大月市

上野原市

道志村

西桂町

忍野村

山中湖村

鳴沢村

富士河口湖町

小菅村

丹波山村

令和4年11月1日策定

## 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	一般廃棄物等の処理の目標	4
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設等の整備	12
(4)	施設整備に関する計画支援事業	12
(5)	その他の施策	13
4	計画のフォローアップと事後評価	15
(1)	計画のフォローアップ	15
(2)	事後評価及び計画の見直し	15
	<b>【添付資料】</b>	
	様式1	16
	様式2	18
	参考資料様式1	19
	参考資料様式2	20
	参考資料様式8	21
	添付資料1：対象地域図	24
	添付資料2：トレンドグラフ	25
	添付資料3：地域内施設の現状と予定（位置図）	27
	添付資料4：ハザードマップ	28

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市町村名 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

面積 1,310.63km<sup>2</sup>

人口 175,379人（令和4年3月31日現在 住民基本台帳人口）

（内訳）

市町村名		富士吉田市	都留市	大月市	上野原市	道志村	西桂町	
面積	km <sup>2</sup>	121.74	161.63	280.30	170.57	79.57	15.22	
人口	人	47,844	29,583	22,737	22,461	1,623	4,501	
市町村名		忍野村	山中湖村	鳴沢村	富士河口湖町	小菅村	丹波山村	合計
面積	km <sup>2</sup>	25.05	53.05	89.56	159.61	52.78	101.55	1,310.63
人口	人	9,808	5,827	3,123	26,643	689	540	175,379

## (2) 計画期間

本計画は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

本地域は、御坂山地と大菩薩嶺を境とした山梨県の東部に位置し、東西が約50km、南北が約50km、面積は約1,300km<sup>2</sup>となっている。急峻な地形の山林が大半を占める中、世界文化遺産である富士山や富士五湖など多くの観光地を有し、豊かな森林、清流や山岳などの美しい自然に恵まれた地域である。

本地域の事業系ごみは、増加傾向を示していたが、令和2年度に大きく減少している。生活系ごみについては、減少傾向を示していたが、令和2年度に一時増加している。この変化は、新型コロナウイルスによる影響を一部受けていると思われる。今後も、さらなる発生抑制や再利用、資源化を促進し、循環型社会の構築を目指すものとする。

ごみ処理状況としては、次表に示すとおりである。このような状況の中、耐用年数や処理経費等の増大、将来にわたる安定処理の継続性の観点から、ごみ焼却施設等を新たに整備する方針とし、各種事業を実施している状態である。

処理施設	施設名称	処理区域
焼却施設	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設	富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村
	大月都留広域事務組合 可燃ごみ焼却施設	都留市、大月市、道志村
	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設	上野原市、小菅村、丹波山村
	山中湖村クリーンセンター ごみ焼却施設	山中湖村
粗大ごみ処理施設	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ(不燃・粗大ごみ処理施設)	都留市、大月市、道志村
	青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センター	鳴沢村、富士河口湖町
	富士河口湖町じん芥処理場	富士河口湖町
資源化施設	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ	富士吉田市、西桂町、忍野村
	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ(再資源化物処理施設)	都留市、大月市、道志村の一部
	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設	上野原市
	富士河口湖町 リサイクルセンター	富士河口湖町
	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザ	山中湖村
保管施設	大月都留広域事務組合 回収品ストックヤード	都留市、大月市
	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザストックヤード	山中湖村

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

山梨県では、市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、平成11年、20年に続き、平成30年に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県内を3つのブロックに区分し、一般廃棄物処理施設の集約化を促進してきた。

その中で当該地域は、Bブロックとして位置づけられており、現存する4つのごみ焼却施設を1施設に統合して整備する計画となっている。

令和3年4月に「富士北麓・東部地域ごみ処理広域化推進協議会」を発足し、協議・検討を重ね、令和4年2月に「富士・東部広域環境事務組合」を設立し、令和14年度の新施設（西桂町地内を予定）の稼働を目指し事業を進めているところである。

#### (5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村は、新施設稼働予定年度の令和14年度よりプラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物の回収を開始し、令和15年度には再商品化についても実施する。

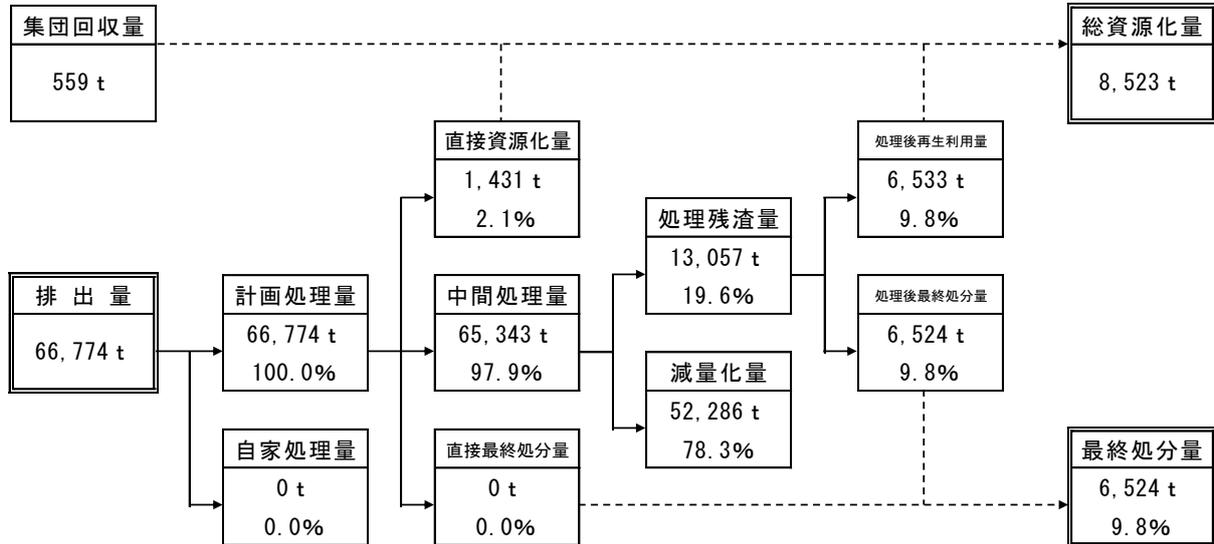
鳴沢村は、プラスチック資源は当面の間可燃ごみとして焼却処分を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和3年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1に示すとおりである。

なお、「富士吉田市環境美化センターごみ焼却施設」では発電を行っており、「大月都留広域事務組合可燃ごみ焼却施設」及び「上野原市クリーンセンターごみ焼却施設」では場内温水を行っている。



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー [令和3年度]

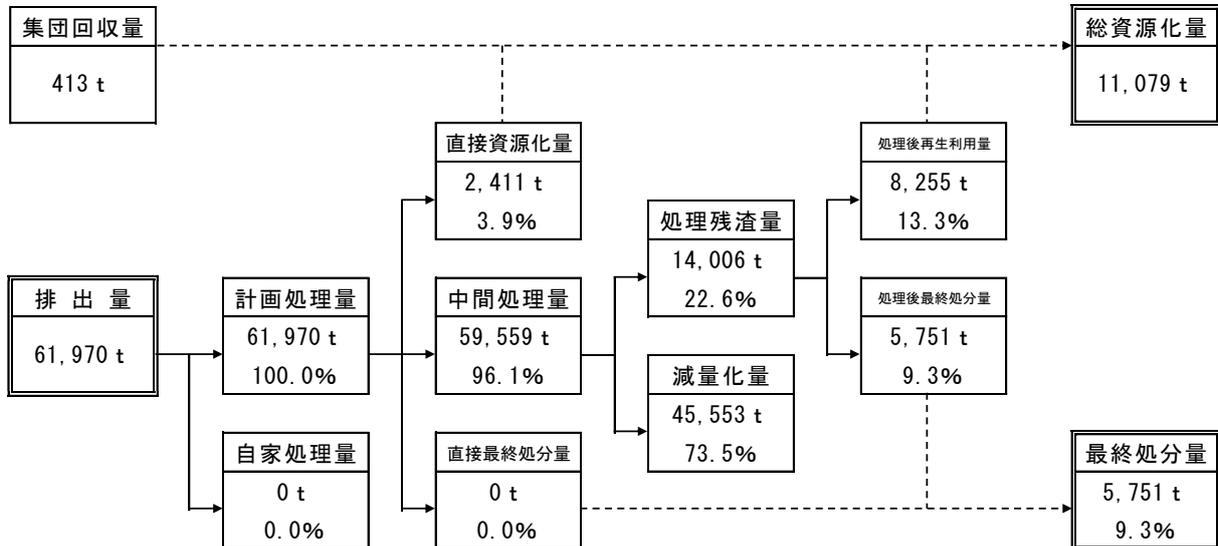
(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1に示すとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。  
令和10年度の目標達成時の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のようになる。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ <sup>1</sup> ) (令和3年度)		目 標 (割合※ <sup>1</sup> ) (令和10年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	20,331 t		21,159 t	(4.1%)
	1事業所当たりの排出量※ <sup>2</sup>	1.77 t/事業所		1.71 t/事業所	(-3.4%)
	生活系 総排出量	46,443 t		40,811 t	(-12.1%)
	1人当たりの排出量※ <sup>3</sup>	244.0 kg/人		217.5 kg/人	(-10.9%)
合 計	事業系生活系排出量合計	66,774 t		61,970 t	(-7.2%)
再生利用量	直接資源化量	1,431 t	(2.1%)	2,411 t	(3.9%)
	総資源化量	8,523 t	(12.7%)	11,079 t	(17.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	11,135 MWh		10,254 MWh	
		84,052 GJ		77,234 GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	6,524 t	(9.8%)	5,751 t	(9.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合  
 ※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)  
 ※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)  
 《用語の定義》  
 排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位：t]  
 総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：t]  
 エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh] 及び熱利用量 [単位：GJ]  
 最終処分量：埋立処分された量 [単位：t]



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー [令和10年度]

表1補足(1) 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	現 状 (割合)				目 標 (割合)			
	(平成24年度)		(令和3年度)		(令和10年度)	(平成24対)	(令和3対)	
富士吉田市	事業系 総排出量	4,207 t		4,019 t		3,917 t	(-6.9%)	(-2.5%)
	1事業所当たりの排出量	1.14 t/事業所		1.16 t/事業所		1.02 t/事業所	(-10.5%)	(-12.1%)
	生活系 総排出量	13,415 t		12,372 t		10,981 t	(-18.1%)	(-11.2%)
	1人当たりの排出量	241.3 kg/人		241.5 kg/人		212.5 kg/人	(-11.9%)	(-12.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	17,622 t		16,391 t		14,898 t	(-15.5%)	(-9.1%)
	直接資源化量	405 t	(2.3%)	288 t	(1.8%)	499 t		(3.3%)
	総資源化量	1,703 t	(9.4%)	1,966 t	(11.8%)	2,568 t		(17.1%)
埋立最終処分量	1,493 t	(8.5%)	1,371 t	(8.4%)	1,186 t		(8.0%)	
都留市	事業系 総排出量	2,967 t		2,789 t		2,752 t	(-7.2%)	(-1.3%)
	1事業所当たりの排出量	1.31 t/事業所		1.42 t/事業所		1.25 t/事業所	(-4.6%)	(-12.0%)
	生活系 総排出量	8,396 t		7,449 t		6,671 t	(-20.5%)	(-10.4%)
	1人当たりの排出量	232.9 kg/人		234.9 kg/人		206.8 kg/人	(-11.2%)	(-12.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	11,363 t		10,238 t		9,423 t	(-17.1%)	(-8.0%)
	直接資源化量	884 t	(7.8%)	415 t	(4.1%)	882 t		(9.4%)
	総資源化量	1,287 t	(11.3%)	774 t	(7.6%)	1,645 t		(17.5%)
埋立最終処分量	1,347 t	(11.9%)	1,409 t	(13.8%)	1,209 t		(12.8%)	
大月市	事業系 総排出量	1,165 t		1,023 t		1,184 t	(1.6%)	(15.7%)
	1事業所当たりの排出量	0.77 t/事業所		0.77 t/事業所		0.67 t/事業所	(-13.0%)	(-13.0%)
	生活系 総排出量	8,240 t		6,914 t		5,760 t	(-30.1%)	(-16.7%)
	1人当たりの排出量	262.8 kg/人		277.7 kg/人		244.4 kg/人	(-7.0%)	(-12.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	9,405 t		7,937 t		6,944 t	(-26.2%)	(-12.5%)
	直接資源化量	817 t	(8.7%)	502 t	(6.3%)	758 t		(10.9%)
	総資源化量	1,185 t	(12.6%)	858 t	(10.8%)	1,296 t		(18.7%)
埋立最終処分量	1,125 t	(12.0%)	1,134 t	(14.3%)	958 t		(13.8%)	
上野原市	事業系 総排出量	2,765 t		2,622 t		2,570 t	(-7.1%)	(-2.0%)
	1事業所当たりの排出量	2.12 t/事業所		2.19 t/事業所		1.92 t/事業所	(-9.4%)	(-12.3%)
	生活系 総排出量	7,472 t		6,498 t		5,201 t	(-30.4%)	(-20.0%)
	1人当たりの排出量	253.6 kg/人		255.7 kg/人		225.0 kg/人	(-11.3%)	(-12.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	10,237 t		9,120 t		7,771 t	(-24.1%)	(-14.8%)
	直接資源化量	0 t	(0.0%)	0 t	(0.0%)	0 t		(0.0%)
	総資源化量	1,431 t	(13.8%)	1,277 t	(14.0%)	1,640 t		(21.1%)
埋立最終処分量	1,299 t	(12.7%)	425 t	(4.7%)	345 t		(4.4%)	
道志村	事業系 総排出量	0 t		0 t		0 t	-	-
	1事業所当たりの排出量	0.00 t/事業所		0.00 t/事業所		0.00 t/事業所	-	-
	生活系 総排出量	336 t		423 t		378 t	(12.5%)	(-10.6%)
	1人当たりの排出量	137.7 kg/人		229.2 kg/人		201.6 kg/人	(46.4%)	(-12.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	336 t		423 t		378 t	(12.5%)	(-10.6%)
	直接資源化量	0 t	(0.0%)	0 t	(0.0%)	0 t		(0.0%)
	総資源化量	80 t	(23.8%)	65 t	(15.4%)	76 t		(20.1%)
埋立最終処分量	21 t	(6.3%)	23 t	(5.4%)	18 t		(4.8%)	
西桂町	事業系 総排出量	63 t		85 t		67 t	(6.3%)	(-21.2%)
	1事業所当たりの排出量	0.22 t/事業所		0.41 t/事業所		0.32 t/事業所	(45.5%)	(-22.0%)
	生活系 総排出量	1,411 t		1,345 t		1,154 t	(-18.2%)	(-14.2%)
	1人当たりの排出量	292.4 kg/人		288.8 kg/人		254.2 kg/人	(-13.1%)	(-12.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	1,474 t		1,430 t		1,221 t	(-17.2%)	(-14.6%)
	直接資源化量	13 t	(1.1%)	24 t	(2.1%)	40 t		(3.3%)
	総資源化量	95 t	(8.0%)	151 t	(13.3%)	198 t		(16.2%)
埋立最終処分量	125 t	(10.7%)	118 t	(10.4%)	98 t		(8.0%)	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: t]

総資源化量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: t]

エネルギー回収量: エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh] 及び熱利用量 [単位: GJ]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: t]

表1補足(2) 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標	現 状 (割合)				目 標 (割合)			
	(平成24年度)		(令和3年度)		(令和10年度)	(平成24対)	(令和3対)	
忍野村	事業系 総排出量	1,623 t		1,722 t		1,708 t	(5.2%)	(-0.8%)
	1事業所当たりの排出量	3.97 t/事業所		3.82 t/事業所		3.36 t/事業所	(-15.4%)	(-12.0%)
	生活系 総排出量	1,872 t		2,248 t		1,951 t	(4.2%)	(-13.2%)
	1人当たりの排出量	193.9 kg/人		188.8 kg/人		166.2 kg/人	(-14.3%)	(-12.0%)
	合計 事業系生活系排出量合計	3,495 t		3,970 t		3,659 t	(4.7%)	(-7.8%)
	直接資源化量	31 t	(0.9%)	162 t	(4.1%)	156 t		(4.3%)
	総資源化量	164 t	(4.7%)	687 t	(17.3%)	532 t		(14.5%)
埋立最終処分量	297 t	(8.5%)	290 t	(7.3%)	275 t		(7.5%)	
山中湖村	事業系 総排出量	2,770 t		2,383 t		2,874 t	(3.8%)	(20.6%)
	1事業所当たりの排出量	5.76 t/事業所		4.17 t/事業所		5.07 t/事業所	(-12.0%)	(21.6%)
	生活系 総排出量	1,818 t		1,672 t		1,670 t	(-8.1%)	(0.1%)
	1人当たりの排出量	303.8 kg/人		269.4 kg/人		267.2 kg/人	(-12.0%)	(-0.8%)
	合計 事業系生活系排出量合計	4,588 t		4,055 t		4,544 t	(-1.0%)	(12.1%)
	直接資源化量	6 t	(0.1%)	8 t	(0.2%)	11 t		(0.2%)
	総資源化量	1,082 t	(21.9%)	647 t	(16.0%)	860 t		(18.9%)
埋立最終処分量	558 t	(12.2%)	108 t	(2.7%)	108 t		(2.4%)	
鳴沢村	事業系 総排出量	364 t		486 t		427 t	(17.3%)	(-12.1%)
	1事業所当たりの排出量	2.38 t/事業所		2.67 t/事業所		2.35 t/事業所	(-1.3%)	(-12.0%)
	生活系 総排出量	679 t		678 t		526 t	(-22.5%)	(-22.4%)
	1人当たりの排出量	176.0 kg/人		185.7 kg/人		149.8 kg/人	(-14.9%)	(-19.3%)
	合計 事業系生活系排出量合計	1,043 t		1,164 t		953 t	(-8.6%)	(-18.1%)
	直接資源化量	0 t	(0.0%)	0 t	(0.0%)	0 t		(0.0%)
	総資源化量	187 t	(17.9%)	153 t	(13.1%)	116 t		(12.2%)
埋立最終処分量	99 t	(9.5%)	93 t	(8.0%)	88 t		(9.2%)	
富士河口湖町	事業系 総排出量	5,823 t		5,194 t		5,654 t	(-2.9%)	(8.9%)
	1事業所当たりの排出量	3.49 t/事業所		2.88 t/事業所		3.06 t/事業所	(-12.3%)	(6.3%)
	生活系 総排出量	6,771 t		6,310 t		6,060 t	(-10.5%)	(-4.0%)
	1人当たりの排出量	250.2 kg/人		230.8 kg/人		220.2 kg/人	(-12.0%)	(-4.6%)
	合計 事業系生活系排出量合計	12,594 t		11,504 t		11,714 t	(-7.0%)	(1.8%)
	直接資源化量	102 t	(0.8%)	32 t	(0.3%)	65 t		(0.6%)
	総資源化量	1,233 t	(9.5%)	1,805 t	(15.2%)	2,028 t		(17.0%)
埋立最終処分量	947 t	(7.5%)	1,409 t	(12.2%)	1,343 t		(11.5%)	
小菅村	事業系 総排出量	8 t		8 t		6 t	(-25.0%)	(-25.0%)
	1事業所当たりの排出量	0.07 t/事業所		0.05 t/事業所		0.04 t/事業所	(-42.9%)	(-20.0%)
	生活系 総排出量	229 t		237 t		198 t	(-13.5%)	(-16.5%)
	1人当たりの排出量	189.3 kg/人		232.2 kg/人		203.5 kg/人	(7.5%)	(-12.4%)
	合計 事業系生活系排出量合計	237 t		245 t		204 t	(-13.9%)	(-16.7%)
	直接資源化量	0 t	(0.0%)	0 t	(0.0%)	0 t		(0.0%)
	総資源化量	84 t	(35.4%)	81 t	(33.1%)	73 t		(35.8%)
埋立最終処分量	44 t	(18.6%)	38 t	(15.5%)	31 t		(15.2%)	
丹波山村	事業系 総排出量	0 t		0 t		0 t	-	-
	1事業所当たりの排出量	0.00 t/事業所		0.00 t/事業所		0.00 t/事業所	-	-
	生活系 総排出量	296 t		297 t		261 t	(-11.8%)	(-12.1%)
	1人当たりの排出量	395.1 kg/人		440.7 kg/人		386.3 kg/人	(-2.2%)	(-12.3%)
	合計 事業系生活系排出量合計	296 t		297 t		261 t	(-11.8%)	(-12.1%)
	直接資源化量	0 t	(0.0%)	0 t	(0.0%)	0 t		(0.0%)
	総資源化量	73 t	(24.7%)	59 t	(19.9%)	47 t		(18.0%)
埋立最終処分量	82 t	(27.7%)	106 t	(35.7%)	92 t		(35.2%)	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《用語の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：t〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：t〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：t〕

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

有料化については、令和4年7月より各構成市町村の庁内会議で検討が実施され、その後、富士・東部広域環境事務組合連絡調整会議において、報告・調整を行った。各市町村の検討結果は以下のとおりである。

富士吉田市、山中湖村及び富士河口湖町は有料化を導入している。

山中湖村は有料化の料金改定を行い、資源ごみの処理手数料を他のごみと差別化して資源分別の強化を図る。

富士吉田市及び富士河口湖町については、現状の料金制度を継続する。

都留市、大月市、上野原市、道志村及び忍野村は、排出抑制、排出者負担の原則をめざし、令和7～8年度を目安に有料化の導入を図る。

西桂町は、今回の検討では有料化の導入を図るため、まずは透明・半透明の袋でのごみ袋制度を導入することでごみ減量及び資源分別徹底を進める。

また、ごみの減量化が推進されない場合は、新施設稼働予定年度までに有料化の導入について再検討する。

鳴沢村、小菅村及び丹波山村は、今回の検討では有料化の導入を見送り、現状の制度を維持することとした。

しかし、料金徴収方法や単価などの有料化手法の研究は行い、ごみの減量化が推進されない場合には、生活系ごみに対する排出抑制や排出者負担をめざし、新施設稼働予定年度までに、再度有料化の導入について検討を行う。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

環境教育資材及び社会科教育資材を充実させ、子どもたちの環境に対する意識を高める事により、子どもたちのみならず、大人の意識向上を図るとともに、出前講座等により、地域ごとの環境教育に取り組む。

また、広報等により、家庭ごみの減量、資源化について普及啓発を行うことで生ごみの発生抑制、水切り、紙ごみの分別の取組手法の啓発を進める。

特に事業系ごみが多い多量排出事業者には、減量計画書の作成指導、事後評価実施、評価結果に基づく指導啓発を行う。

観光客の流入が多いと考えられる富士吉田市、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村は、観光産業における食品ロス低減に向けた取組み事例を紹介し普及を図る。

さらに、これらの環境教育、普及啓発活動による発生抑制、再使用に積極的に取り組んでいる活動実施団体等への助成金を検討する。

##### ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

レジ袋に対して事業者とも協力しながら引き続き使用自粛や過剰包装の自粛運動を継続する。

##### エ 再使用・再利用の推進

フリーマーケットやリサイクルショップの利用の推進を図るとともに、分別ルールの徹底に向け、周知・啓発に努める。

また、生ごみや紙ごみ等事業系ごみについて再利用先の紹介等事業系ごみの再利用を推進する。

道志村、忍野村及び丹波山村は、事業系ごみについて実態を把握し、可燃ごみ中の資源化可能なものは再利用先への誘導を行う等事業系ごみの分別、再利用を推進する。

##### オ ごみ分別の拡充

新たな施設整備に合わせて容器包装を含むプラスチック製品及び紙製容器包装等新たなごみ分別実施を検討し、資源分別を拡充する。

また、生ごみについて分別資源化を検討する。

#### カ 観光ごみ対策

観光客の流入が多い富士吉田市、上野原市、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村及び丹波山村は、観光由来のごみについて、事業者等に排出状況を確認し対策を検討する。

また、観光客に対してもごみの分別、持ち帰りの啓発を推進する。

### (2) 処理体制

#### ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

構成市町村の分別区分及び処理方法については、表2(1)～表2(12)のとおりである。

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、富士吉田市環境美化センター（ごみ焼却施設）、大月都留広域事務組合可燃ごみ焼却施設、上野原市クリーンセンター（ごみ焼却施設）及び山中湖村クリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理している。

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみについては、富士吉田市環境美化センター（リサイクルプラザ）、大月都留広域事務組合リサイクルプラザ、青木が原ごみ処理組合大和田清掃センター及び富士河口湖町じん芥処理場で破碎選別し、適正に処理を行っている。

資源ごみについては、富士吉田市環境美化センター（リサイクルプラザ）、大月都留広域事務組合リサイクルプラザ、上野原市クリーンセンター（不燃物処理施設）、山中湖村リサイクルプラザ及び富士河口湖町じん芥処理場で、選別・圧縮・梱包等を行い、資源化を図っている。

新処理施設整備までは、現行のごみ分別区分を基本とするが、関係法令の改正や住民要望を踏まえ、適宜対応を検討していく。

#### イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみは排出者責任の原則に基づいて、各処理施設に事業者自身が直接搬入するか許可業者への収集運搬委託により行われている。今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、処理を行う。

また、事業系ごみの現状把握及び資源化促進に向け、受入時の搬入ごみ検査や事業者への分別指導を行う。

表2(1) 富士吉田市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設
不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ
ビン	リサイクル	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ	ビン	リサイクル	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ
カン			カン		
紙類			紙類		
ペットボトル			ペットボトル		
紙類			紙類		
発泡トレイ・ 発泡スチロール			発泡トレイ・ 発泡スチロール		

表2(2) 都留市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	大月都留広域事務組合 可燃ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	大月都留広域事務組合 可燃ごみ焼却施設
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理施設)
ビン類	リサイクル	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (再資源化物処理施設)	ビン類	リサイクル	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (再資源化物処理施設)
牛乳パック			牛乳パック		
食品トレイ			食品トレイ		
缶			缶		
ペットボトル			ペットボトル		
牛乳パック			牛乳パック		
紙類		民間業者(有価売却)	紙類		民間業者(有価売却)

表2(3) 大月市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	大月都留広域事務組合 可燃ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	大月都留広域事務組合 可燃ごみ焼却施設
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理施設)
ビン類	リサイクル	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (再資源化物処理施設)	ビン類	リサイクル	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (再資源化物処理施設)
牛乳パック			牛乳パック		
食品トレイ			食品トレイ		
缶			缶		
ペットボトル			ペットボトル		
牛乳パック			牛乳パック		
紙類		民間業者(有価売却)	紙類		民間業者(有価売却)

表2(4) 上野原市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設
不燃性粗大ごみ	破碎・選別	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設	不燃性粗大ごみ	破碎・選別	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設
ビン類	リサイクル	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設	ビン類	リサイクル	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設
カン類			カン類		
ペットボトル ・トレイ			ペットボトル ・トレイ		
紙類			紙類		
		民間業者(有価売却)			民間業者(有価売却)

表2(5) 道志村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	大月都留広域事務組合 可燃ごみ焼却施設	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	大月都留広域事務組合 可燃ごみ焼却施設
不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎・選別	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎・選別	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理施設)
缶	リサイクル	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (再資源化物処理施設)	缶	リサイクル	大月都留広域事務組合 リサイクルプラザ (再資源化物処理施設)
ビン類			ビン類		
白色トレイ			白色トレイ		
牛乳パック			牛乳パック		
ペットボトル			ペットボトル		
紙類		民間業者 (有価売却)	紙類		民間業者 (有価売却)

表2(6) 西桂町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設
不燃ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ	不燃ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ
粗大ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者	粗大ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者
ビン類	リサイクル	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者 (有価売却)	ビン類	リサイクル	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者 (有価売却)
カン類			カン類		
ペットボトル			ペットボトル		
紙類			紙類		

表2(7) 忍野村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設
不燃ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ	不燃ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ
粗大ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者	粗大ごみ	破碎・選別	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者
ビン類	リサイクル	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者 (有価売却)	ビン類	リサイクル	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ 民間業者 (有価売却)
カン類			カン類		
ペットボトル			ペットボトル		
紙類			紙類		

表2(8) 山中湖村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	山中湖村クリーンセンター ごみ焼却施設	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	焼却	山中湖村クリーンセンター ごみ焼却施設
不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎・選別	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザ	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎・選別	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザ
ペットボトル	リサイクル	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザ 民間業者 (有価売却)	ペットボトル	リサイクル	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザ 民間業者 (有価売却)
カン類			カン類		
ビン類			ビン類		
紙類			紙類		

表2(9) 鳴沢村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	民間業者	可燃ごみ	焼却	民間業者
不燃ごみ(ビン類・缶)	破碎・選別	青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センター	不燃ごみ(ビン類・缶)	破碎・選別	青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センター
粗大ごみ	リサイクル	民間業者	粗大ごみ	リサイクル	民間業者
紙類		民間業者 (有価売却)	紙類		民間業者 (有価売却)
布類			布類		
ペットボトル			ペットボトル		

表2(10) 富士河口湖町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設
不燃ごみ	破碎・選別	青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センター 富士河口湖町じん芥処理場	不燃ごみ	破碎・選別	青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センター 富士河口湖町じん芥処理場
粗大ごみ	破碎・選別	富士河口湖町じん芥処理場	粗大ごみ	破碎・選別	富士河口湖町じん芥処理場
カン	リサイクル	富士河口湖町リサイクルセンター 民間業者 (有価売却)	カン	リサイクル	富士河口湖町リサイクルセンター 民間業者 (有価売却)
ペットボトル					
ビン					
紙類					

表2(11) 小菅村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設
カン類	リサイクル	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設 民間業者 (有価売却)	カン類	リサイクル	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設 民間業者 (有価売却)
ビン類					
ペットボトル					
紙類					
粗大ごみ		民間業者	粗大ごみ		民間業者

表2(12) 丹波山村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (令和3年度)			今 後 (令和10年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
可燃ごみ	焼却	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設	可燃ごみ	焼却	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設
ビン類	リサイクル	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設 民間業者 (有価売却)	ビン類	リサイクル	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設 民間業者 (有価売却)
カン類					
ペットボトル・白トレイ					
紙類					
粗大ごみ		民間業者	粗大ごみ		民間業者

### (3) 処理施設等の整備

市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	マテリアルリサイクル 推進施設 (未定)	マテリアルリサイクル 推進施設整備事業	43.7 t/日	西桂町小沼米倉 地区及び一部富 士吉田市上暮地	R9 (R9～ R13)	—
2	エネルギー回収 推進施設 (未定)	エネルギー回収型廃 棄物処理施設整備事 業	219 t/日	西桂町小沼米倉 地区及び一部富 士吉田市上暮地	R9 (R9～ R13)	—

(整備理由)

- 事業番号1 既存処理施設の老朽化、処理の集約、資源物の有効利用の促進  
 事業番号2 既存焼却施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1、2	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1、2)に係る基本計画	施設条件の設定 配置計画	R 5
	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1、2)に係る基本設計	設備条件の設定 見積仕様書作成	R 6
	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1、2)に係るPFI等導入可能性調査	PFI等導入可 可能性調査	R 6
	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1、2)に係る測量調査	測量調査	R 5
	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1、2)に係る地質調査	地質調査	R 5
	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1、2)に係る環境影響調査	環境影響調査	R 5～R 8
	エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業(事業番号1、2)に係る工事発注支援	工事発注支援	R 7～R 9

**(5) その他の施策**

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

**ア 再生利用品の需要拡大事業**

容器包装廃棄物等の資源化ルートを確立するとともに、再商品化製品等の需要が拡大するように、分別収集されるものの品質向上や事業者におけるリサイクル製品の開発、製造、販売等の促進について周知を図る。

**イ 廃家電・使用済みの小型家電のリサイクルに関する普及啓発**

廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づき、適正な回収ルートに乗せるよう啓発する。

**ウ 不法投棄対策**

不法投棄を未然に防止するため、不法投棄は犯罪であることを広報啓発する。また、12市町村と山梨県の廃棄物対策連絡協議会による監視パトロールの実施、監視カメラや看板の設置等で不法投棄対策の強化を図っていくとともに、住民や地域の自治会、事業者と連携し、不法投棄されにくい環境づくりを進める。

**エ 災害時の廃棄物処理に関する事項**

富士吉田市、都留市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町及び小菅村は、策定した災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

大月市、上野原市及び丹波山村は、「災害廃棄物対策指針」及び「山梨県災害廃棄物処理計画」に基づき、令和5年3月末までに災害廃棄物処理計画の策定を予定している。

(構成市町村の仮置場・最終処分場の候補地)

	仮置場	最終処分場
富士吉田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地（市有地、県有地、国有地等）</li> <li>未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地（借り上げ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、かいのくにエコパーク（公益財団法人山梨県環境整備事業団）及び契約している複数の民間最終処分場とする。</li> </ul>
都留市	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地</li> <li>未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）</li> <li>災害廃棄物の仮置場設置協力に関する協定に基づく民間事業所所有地（2事業所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分先が確保できない場合は、国、県、その他関係市町村と協議・調整のうえ、広域処理を要請する。</li> </ul>
大月市	令和4年度計画策定予定	令和4年度計画策定予定
上野原市	令和4年度計画策定予定	令和4年度計画策定予定
道志村	<ul style="list-style-type: none"> <li>林間広場（11,000m<sup>2</sup>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県市町村総合事務組合の一般廃棄物最終処分場</li> </ul>
西桂町	<ul style="list-style-type: none"> <li>町有地、公用地、民有地の順に選定</li> <li>周辺に学校、病院、避難所等が無い敷地を有しており、新たに開発する面積が少ない場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に、山梨県市町村総合事務組合の一般廃棄物最終処分場とする。処理しきれない場合は、民間事業者の中間処理施設で処理し、民間の処分場で処分することを検討する。</li> </ul>
忍野村	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、グラウンド、公民館</li> <li>長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的にかいのくにエコパーク及び処理しきれない場合は民間事業者等と協定を結ぶ</li> </ul>
山中湖村	<ul style="list-style-type: none"> <li>山中湖交流プラザ「きらら」や「花の都公園」の周辺など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者と協定を結ぶ。</li> </ul>
鳴沢村	<ul style="list-style-type: none"> <li>J Aなるさわ集出荷場裏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者の処分場で処分する。</li> </ul>
富士河口湖町	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通の利便性や災害の状況、地域の環境などを勘案しながら、町有施設、民有地も視野に入れ、その都度選定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県市町村総合事務組合の一般廃棄物最終処分場及び契約している民間処分場。</li> </ul>
小菅村	<ul style="list-style-type: none"> <li>池の尻スポーツ広場、長作ゲートボール場駐車場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的にかいのくにエコパーク。処分先が確保できない場合は、国、県、その他関係市町村と協議・調整のうえ、広域処理を要請する。</li> </ul>
丹波山村	<ul style="list-style-type: none"> <li>丹波山村レクレーション広場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、かいのくにエコパーク（公益財団法人山梨県環境整備事業団）とする。</li> </ul>

資料：構成市町村の災害廃棄物処理計画及び地域防災計画等

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、構成12市町村、山梨県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1)地域名	富士・東部地域	(2)地域内人口	175,379人	(3)地域面積	1,310.63km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	富士・東部広域環境事務組合 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 設立年月日：令和4年2月1日設立				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量等に対する割合）						目標	
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和10年度	
排出量	事業系 総排出量	t	23,780	24,300	23,855	19,393	20,331	集計中	21,159 (R3比 4.1%)
	1事業所当たりの排出量	t/事業所	2.15	2.17	2.12	1.71	1.77		1.71 (R3比 -3.4%)
	生活系 総排出量	t	48,509	48,003	48,130	48,967	46,443	集計中	40,811 (R3比 -12.1%)
	1人当たりの排出量	kg/人	246.5	246.2	249.4	255.9	244.0		217.5 (R3比 -10.9%)
合計	事業系生活系の総排出量合計	t	72,289	72,303	71,985	68,360	66,774		61,970 (R3比 -7.2%)
再生利用量	直接資源化量	t	1,422 (2.0%)	1,415 (2.0%)	1,531 (2.1%)	1,441 (2.1%)	1,431 (2.1%)	集計中	2,411 (3.9%)
	総資源化量	t	8,677 (11.8%)	8,543 (11.7%)	8,794 (12.1%)	9,135 (13.2%)	8,523 (12.7%)		11,079 (17.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	MWH	11,884	11,637	10,966	11,212	11,135	—	10,254
		GJ	82,020	81,019	86,605	84,663	84,052	—	77,234
最終処分量	埋立最終処分量	t	7,674 (10.6%)	7,835 (10.8%)	7,938 (11.0%)	7,303 (10.7%)	6,524 (9.8%)	集計中	5,751 (9.3%)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村で、地域計画目標値の判断基準である、令和10年度(目標年次)において令和3年度(現状)の12%以上減、もしくは平成24年度の12%以上減としている。</li> <li>次期地域計画では一般廃棄物処理計画との整合を図っていく。</li> </ul>
--

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

#### (1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工年月	廃止又は休止 (予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	富士吉田市環境美化センター ごみ焼却施設	富士吉田市	全連続式	170 t/日	H15.3	R14.3	未定	(浸水深3.0m～5.0m未満)周辺道路の浸水により施設へ廃棄物が搬入できなくなった場合は富士吉田市地域防災計画に基づき、県等に応援を要請する。	
ごみ焼却施設	可燃ごみ焼却施設	大月都留広 域事務組合	全連続式	104 t/日	H14.12	R14.3	未定	想定される浸水：対象範囲外	
ごみ焼却施設	上野原市クリーンセンター ごみ焼却施設	上野原市	パッチ式焼却炉	40 t/日	H9.10	R14.3	未定	想定される浸水：対象範囲外	
ごみ焼却施設	山中湖村クリーンセンター ごみ焼却施設	山中湖村	パッチ式焼却炉	45 t/日	H3.4	R14.3	未定	想定される浸水：対象範囲外	
粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ (不燃・粗大ごみ処理施設)	大月都留広 域事務組合	破碎・選別	15 t/日	H15.4	R14.3	未定	想定される浸水：対象範囲外	
粗大ごみ処理施設	富士河口湖町じん荼処理場	富士河口湖 町	破碎・選別	5 t/日	S63.4	R14.3	未定	想定される浸水：対象範囲外	
不燃ごみ処理施設	青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センター	富士河口湖 町	選別	10 t/日	S50.4	R14.3	未定	想定される浸水：対象範囲外	
資源化施設	富士吉田市環境美化センター リサイクルプラザ	富士吉田市	選別、圧縮・梱包	30 t/日	H15.3			想定される浸水：対象範囲外	
資源化施設	リサイクルプラザ (再資源化物処理施設)	大月都留広 域事務組合	圧縮・梱包	16 t/日	H15.4			想定される浸水：対象範囲外	
資源化施設	上野原市クリーンセンター 不燃物処理施設	上野原市	選別、圧縮・梱包、 ごみ堆肥化	5 t/日	H20.4			想定される浸水：対象範囲外	
資源化施設	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザ	山中湖村	選別、圧縮・梱包	9 t/日	H7.4			想定される浸水：対象範囲外	
保管施設	回収品ストックヤード	大月都留広 域事務組合	一時保管	1,154m <sup>3</sup>	H15.4			想定される浸水：対象範囲外	
保管施設	山中湖村クリーンセンター リサイクルプラザストックヤード	山中湖村	一時保管	443m <sup>3</sup>	H7.4			想定される浸水：対象範囲外	

#### (2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定 年月	更新(改良)・ 新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商 品化を実施するた めの施設整備事業	備考
エネルギー回収 推進施設	(未定)	富士・東部 広域環境事 務組合	全連続式	219 t/日	R14.4	広域処理のた めの新設	有	未定	想定される浸水：対象範囲 外	—	既存の4ごみ 焼却施設のう ち1施設の解 体事業と一体 として、本施 設を整備
マテリアルリサイクル 推進施設	(未定)	富士・東部 広域環境事 務組合		43.7 t/日	R14.4	広域処理のた めの新設	無		想定される浸水：対象範囲 外	○	

## 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 ※5			総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備 考	
				単位	開始	終了	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(R9~R13)
リサイクルセンター整備	1	富士・東部広域 環境事務組合	43.7 t/日	R9	R13		0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
○エネルギー回収等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(R9~R13)
ごみ焼却施設整備	2	富士・東部広域 環境事務組合	219 t/日	R9	R13		0	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	0
○施設整備に関する計画支援事業							372,326	111,298	137,003	91,205	26,678	6,142	372,326	111,298	137,003	91,205	26,678	6,142
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る基本計画	1、2	富士・東部広域 環境事務組合		R5	R5		24,277	24,277					24,277	24,277				
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る基本設計		富士・東部広域 環境事務組合		R6	R6		29,843		29,843				29,843		29,843			
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係るPFI導入可能性調査		富士・東部広域 環境事務組合		R6	R6		15,266		15,266				15,266		15,266			
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る測量調査		富士・東部広域 環境事務組合		R5	R5		17,127	17,127					17,127	17,127				
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る地質調査		富士・東部広域 環境事務組合		R5	R5		15,565	15,565					15,565	15,565				
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る環境影響評価		富士・東部広域 環境事務組合		R5	R8		228,448	54,329	91,894	68,629	13,596		228,448	54,329	91,894	68,629	13,596	
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る工事発注支援		富士・東部広域 環境事務組合		R7	R9		41,800			22,576	13,082	6,142	41,800			22,576	13,082	6,142
<b>合 計</b>							<b>372,326</b>	<b>111,298</b>	<b>137,003</b>	<b>91,205</b>	<b>26,678</b>	<b>6,142</b>	<b>372,326</b>	<b>111,298</b>	<b>137,003</b>	<b>91,205</b>	<b>26,678</b>	<b>6,142</b>

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を除く場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

## 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	富士・東部広域環境事務組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期 ※1	令和9年度 (全体：令和9年度 ～ 令和13年度)
(4) 施設規模	処理能力 43.7 t / 日
(5) 処理方式	検討中
(6) 地域計画内の役割 ※2	本地域から発生する粗大ごみや不燃ごみを適正に処理する。資源回収率の向上に努め、循環型社会形成に寄与する。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	検討中
--------------	-----

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	検討中（下記項目含む） ①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数（積載量） ・運行計画
----------------------	---

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラッジの利用計画	
----------------	--

(11) 総事業計画額 ※1	0 千円(全体：4,375,800千円) うち、交付対象事業費 0 千円(全体：3,938,220千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

## 施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	富士・東部広域環境事務組合
(2) 施設名称	エネルギー回収推進施設
(3) 工期 ※1	令和9年度 (全体：令和9年度 ～ 令和13年度)
(4) 施設規模	処理能力 219 t / 日 (炉数検討中)
(5) 形式及び処理方式	検討中
(6) 余熱利用の計画	検討中 1. 発電の有無 有 (発電効率 %) ・ 無 2. 熱回収の有無 有 (熱利用率 %) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	本地域から発生する可燃ごみなどを適正に処理する。エネルギーの有効利用を促進し、循環型社会形成に寄与する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	k Wh / ごみ t
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	0 千円 (全体：25,131,700千円) うち、交付対象事業費 0 千円 (全体：22,618,530千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	富士・東部広域環境事務組合		
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備のため		
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る基本計画	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る基本設計	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係るPFI等導入可能性調査
(4) 事業期間 ※1	令和5年度	令和6年度	令和6年度
(5) 事業概要	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備を実施するにあたり、基本計画作成を行う。	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備を実施するにあたり、基本設計を行う。	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備を実施するにあたり、PFI等導入可能性調査を行う。
(6) 総事業計画 額 ※1	24,277千円 うち、交付対象事業費 24,277千円	29,843千円 うち、交付対象事業費 29,843千円	15,266千円 うち、交付対象事業費 15,266千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	富士・東部広域環境事務組合		
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備のため		
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る測量調査	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る地質調査	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る環境影響調査
(4) 事業期間 ※1	令和5年度	令和5年度	令和5年度～ 令和8年度
(5) 事業概要	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備を実施するにあたり、測量調査を行う。	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備を実施するにあたり、地質調査を行う。	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備を実施するにあたり、環境影響調査を行う。
(6) 総事業計画 額 ※1	17,127千円 うち、交付対象事業費 17,127千円	15,565千円 うち、交付対象事業費 15,565千円	228,448千円 うち、交付対象事業費 228,448千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

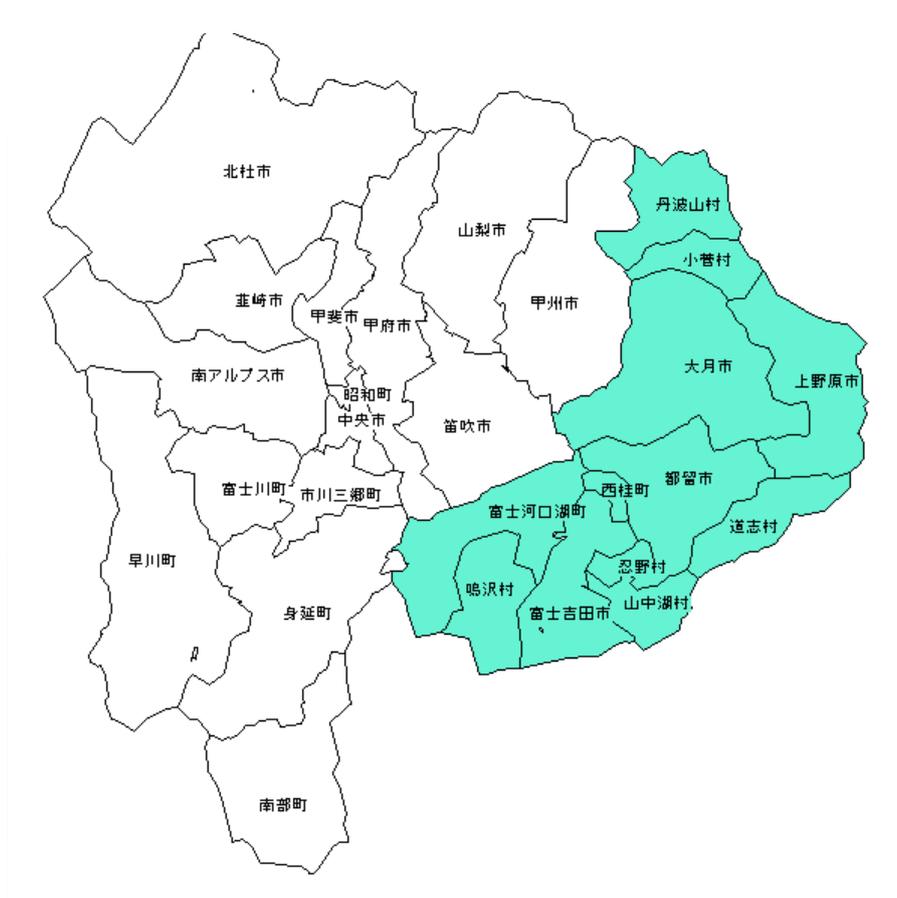
## 計 画 支 援 概 要

都道府県名 山梨県

(1) 事業主体名	富士・東部広域環境事務組合		
(2) 事業目的	<u>エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備のため</u>		
(3) 事業名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備事業に係る工事発注支援		
(4) 事業期間 ※1	令和7年度～ 令和9年度		
(5) 事業概要	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備を実施するにあたり、工事発注支援を行う。		
(6) 総事業計画 額 ※1	41,800千円 うち、交付対象事業費 41,800千円		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

【添付資料1：対象地域図】



【添付資料2：トレンドグラフ】

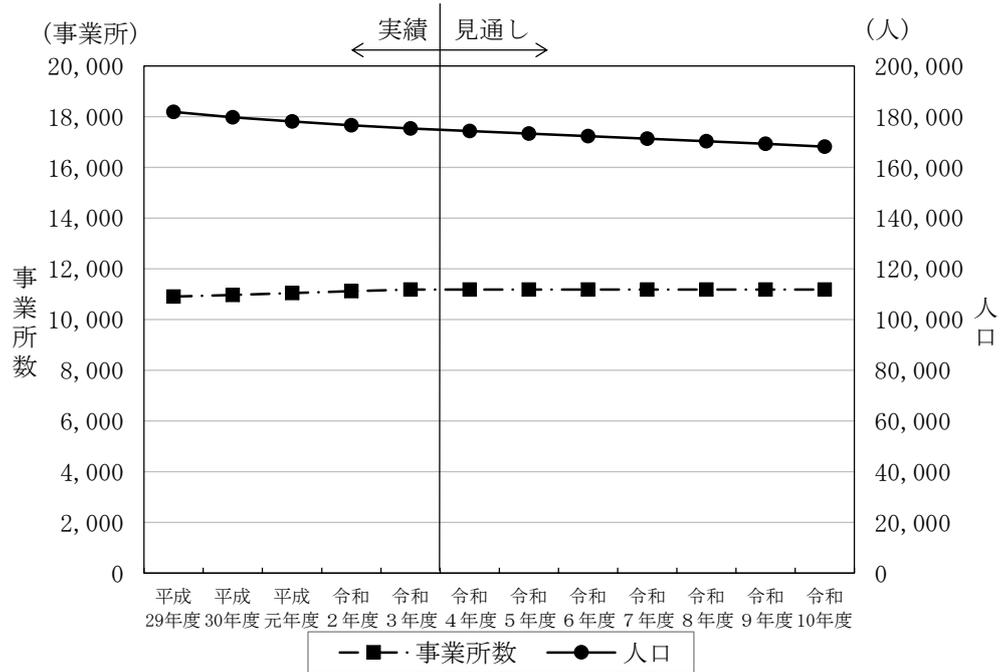


図2-1 人口及び事業所数

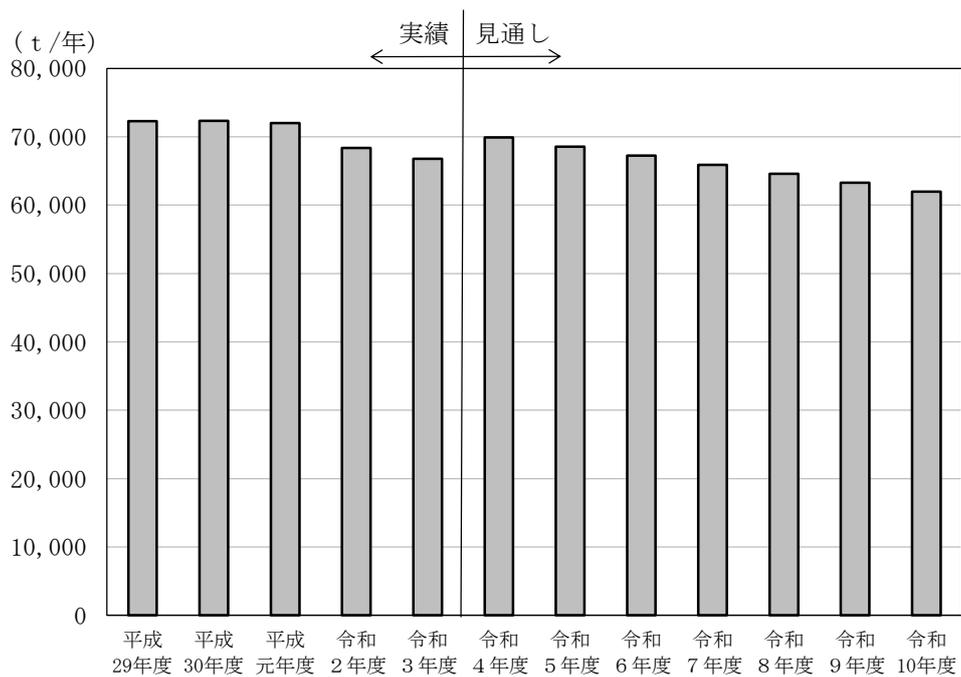


図2-2 事業系・生活系総排出量

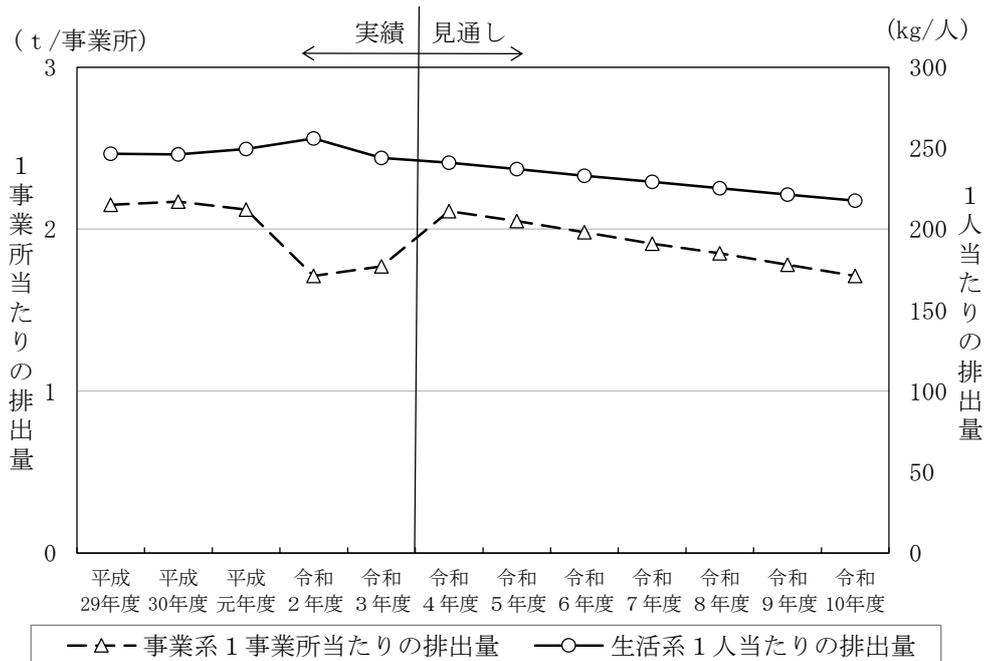


図2-3 1事業所当たり・1人当たりの排出量

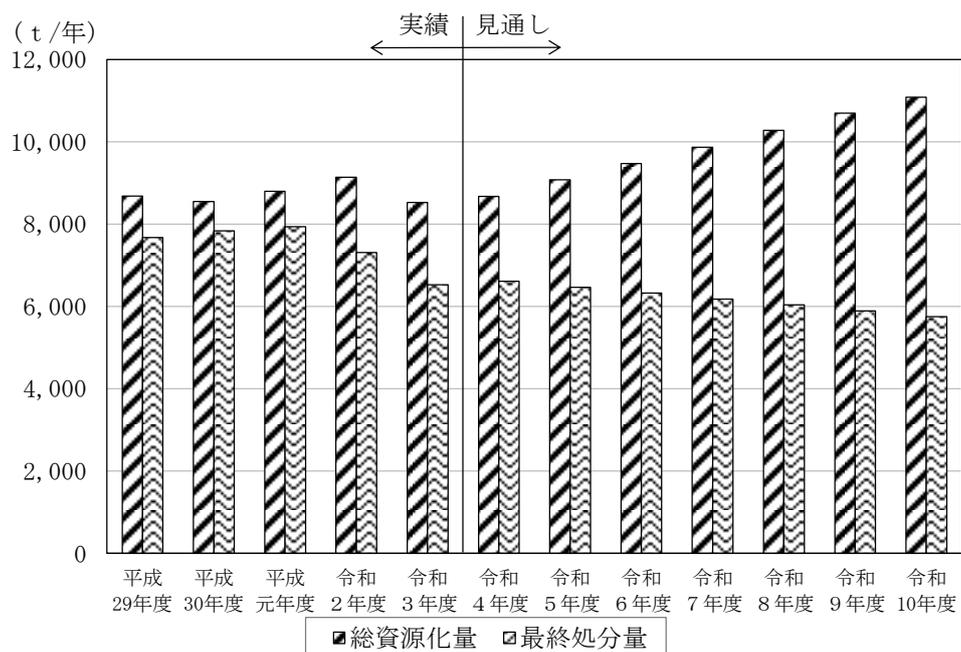
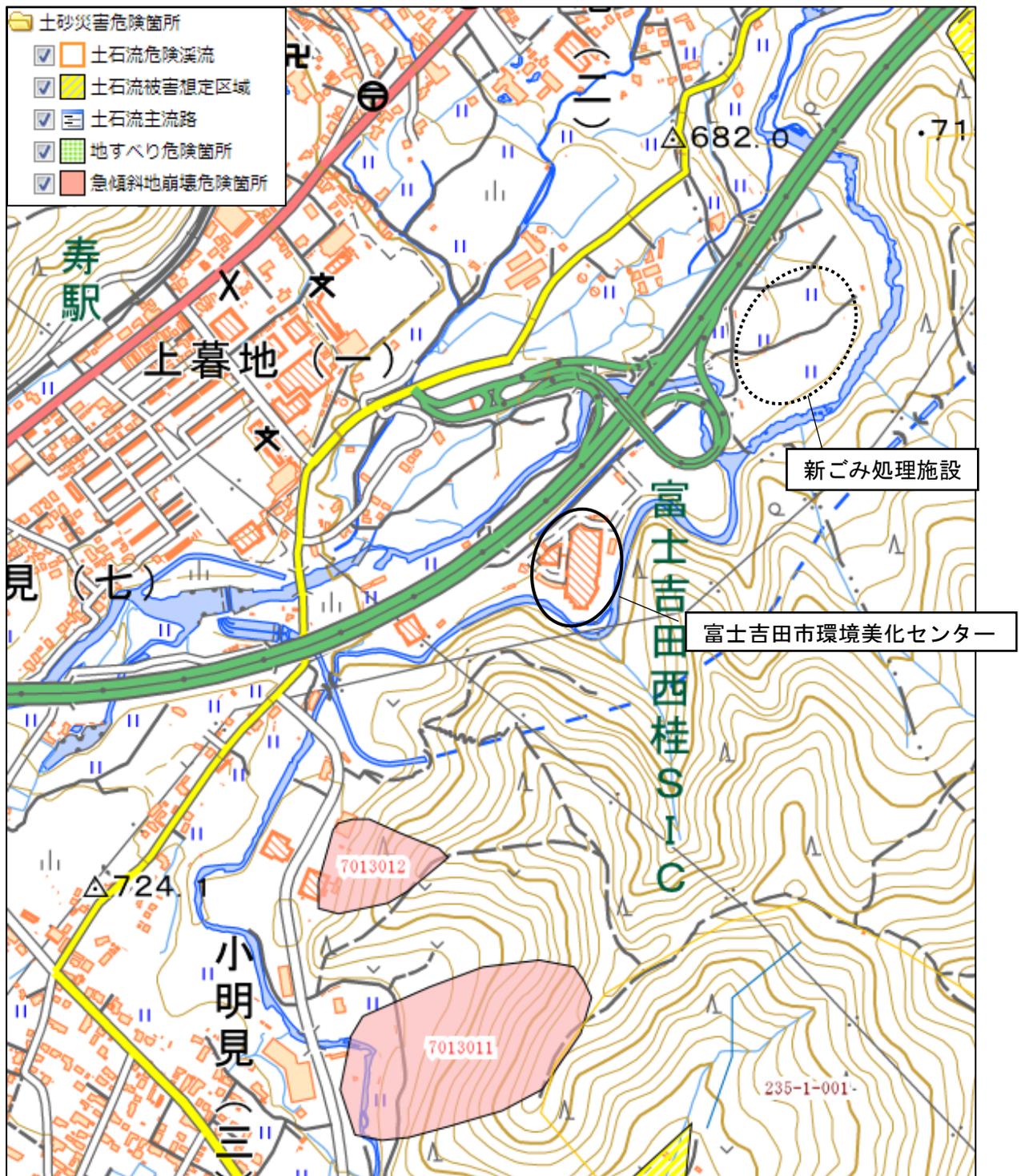


図2-4 総資源化量及び最終処分量

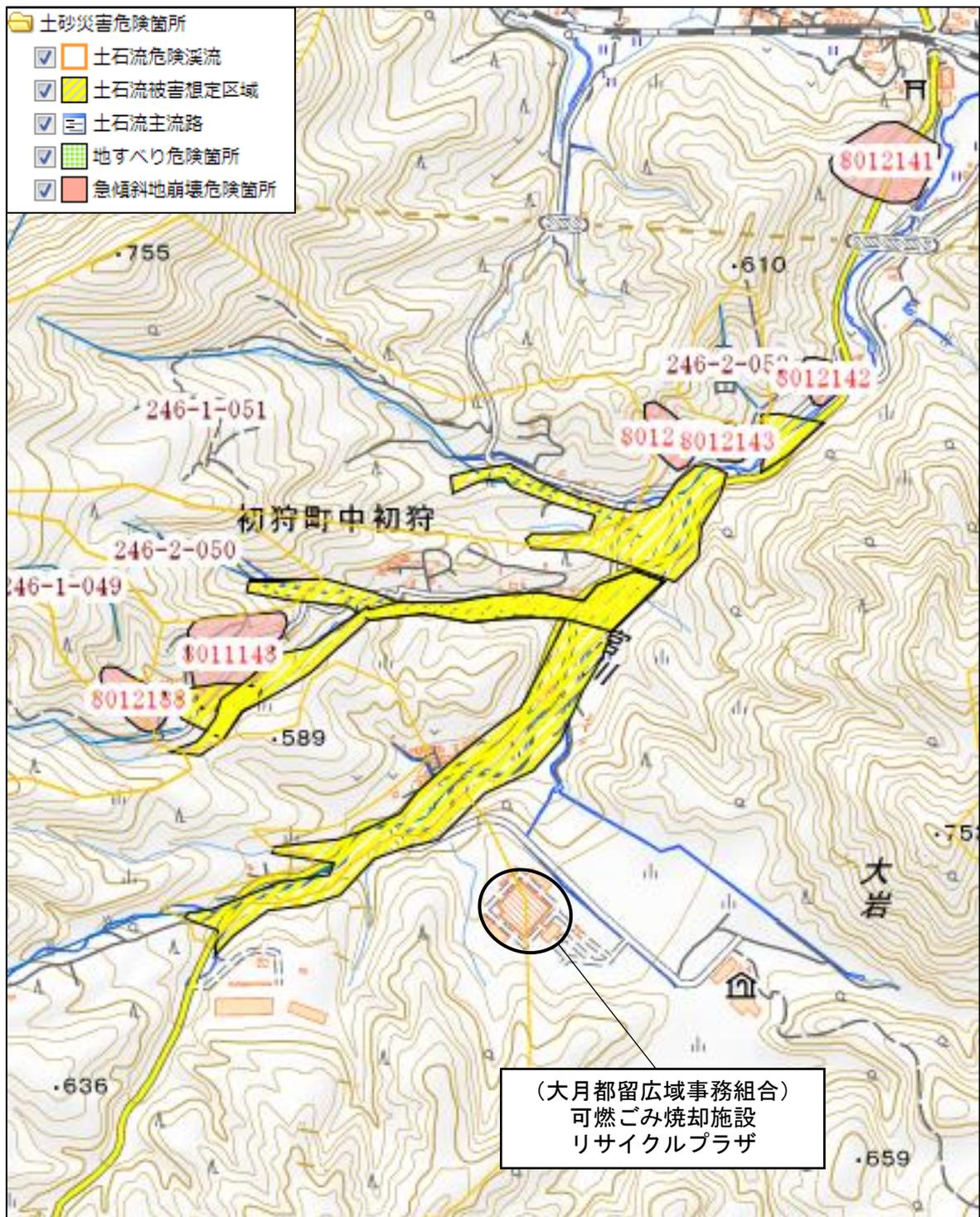


【添付資料4：地域のハザードマップ】



\*富士吉田市環境美化センター、新ごみ処理施設

図4-1(1) ハザードマップ（土砂災害）



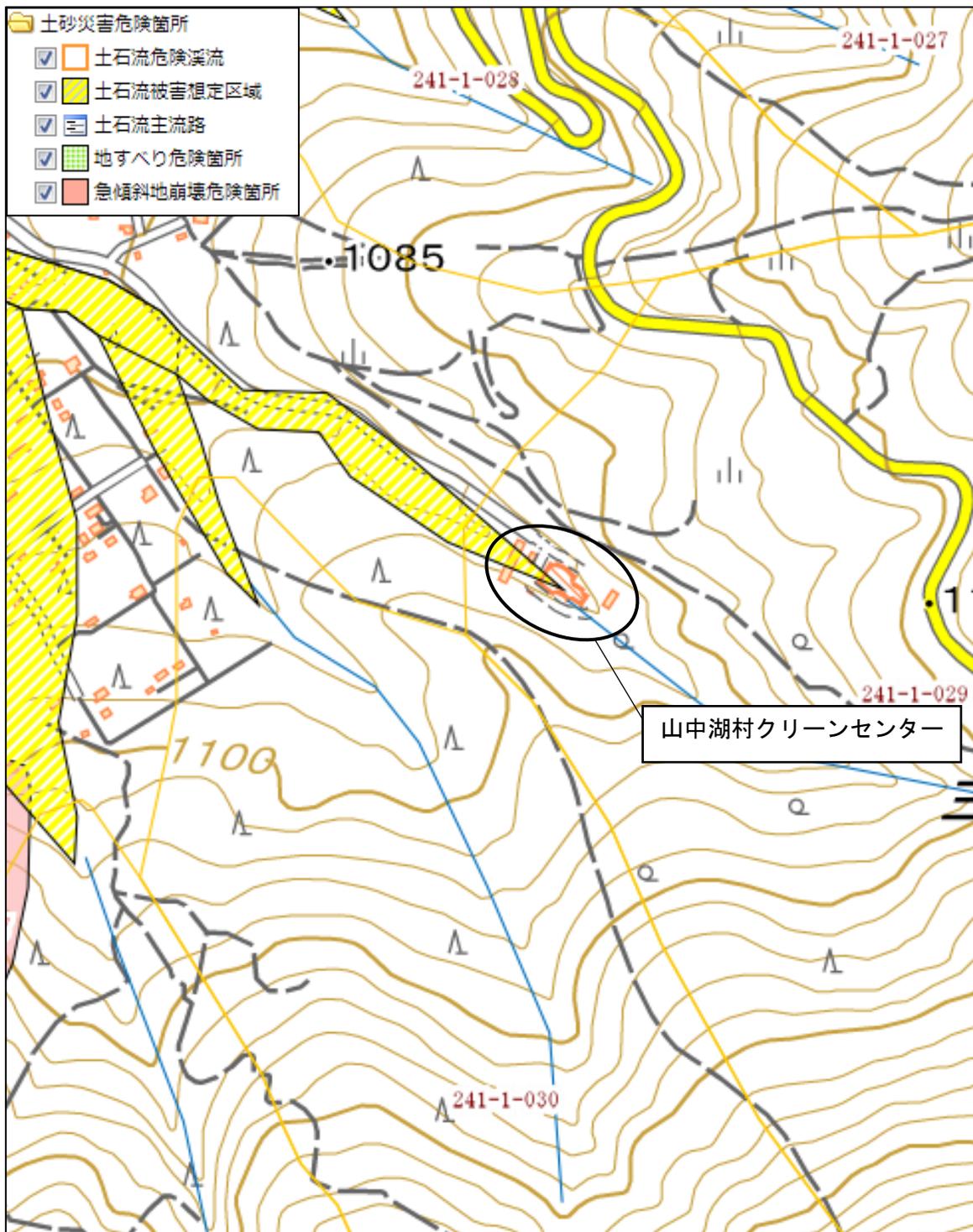
\* (大月都留広域事務組合) 可燃ごみ処理施設、リサイクルプラザ及び回収品ストックヤード

図4-1(2) ハザードマップ (土砂災害)



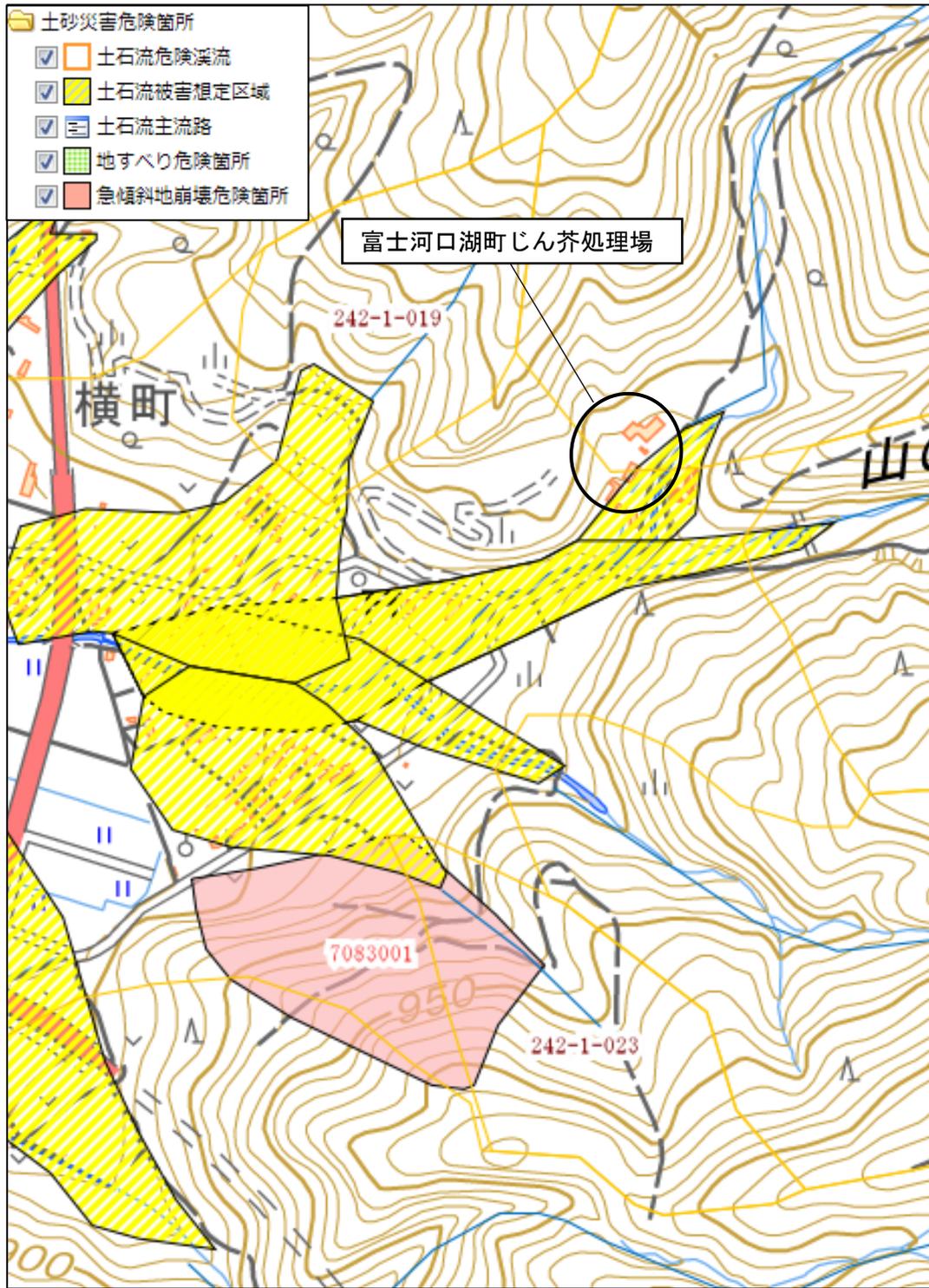
\*上野原市クリーンセンター

図4-1(3) ハザードマップ (土砂災害)



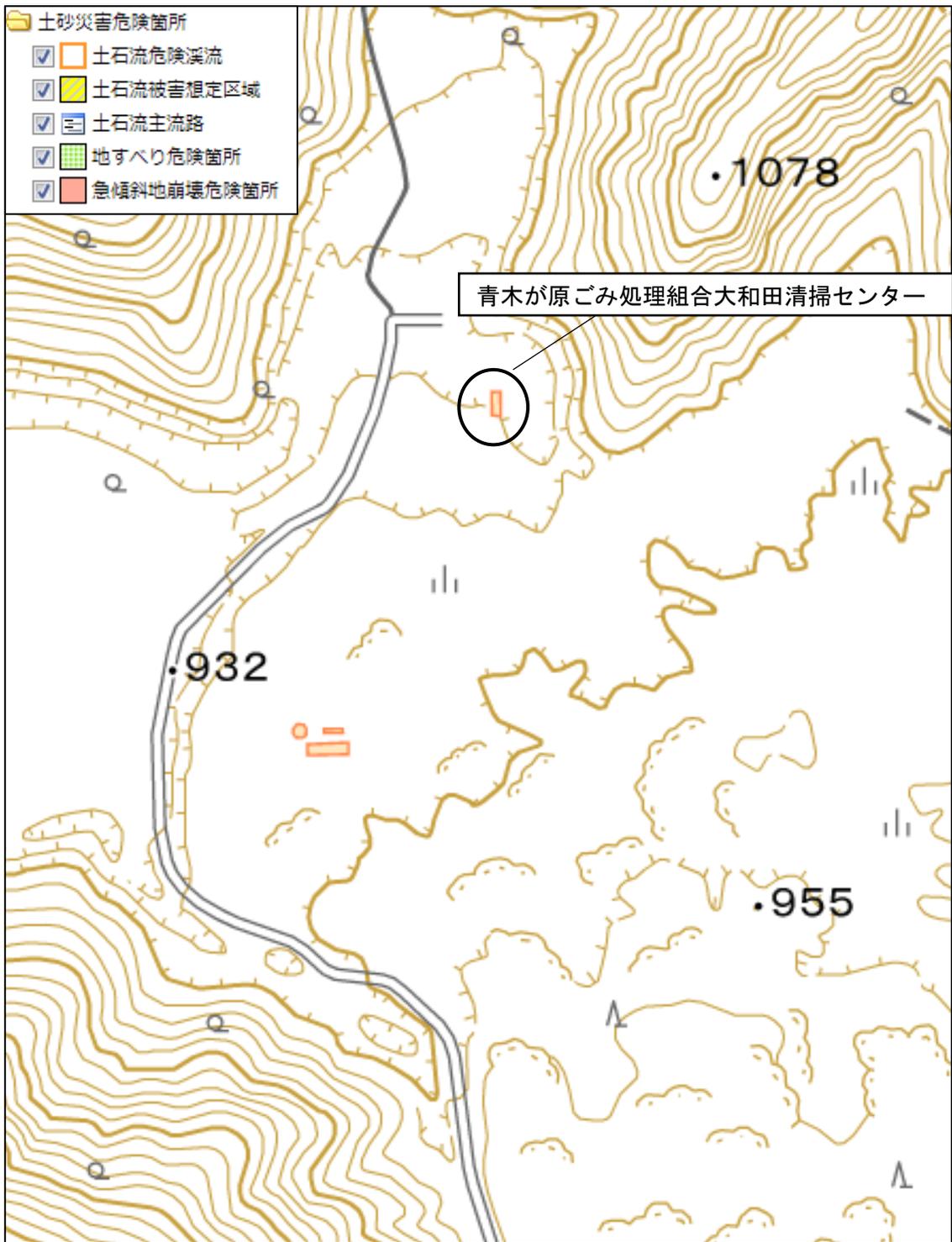
\* 山中湖村クリーンセンター

図4-1(4) ハザードマップ（土砂災害）



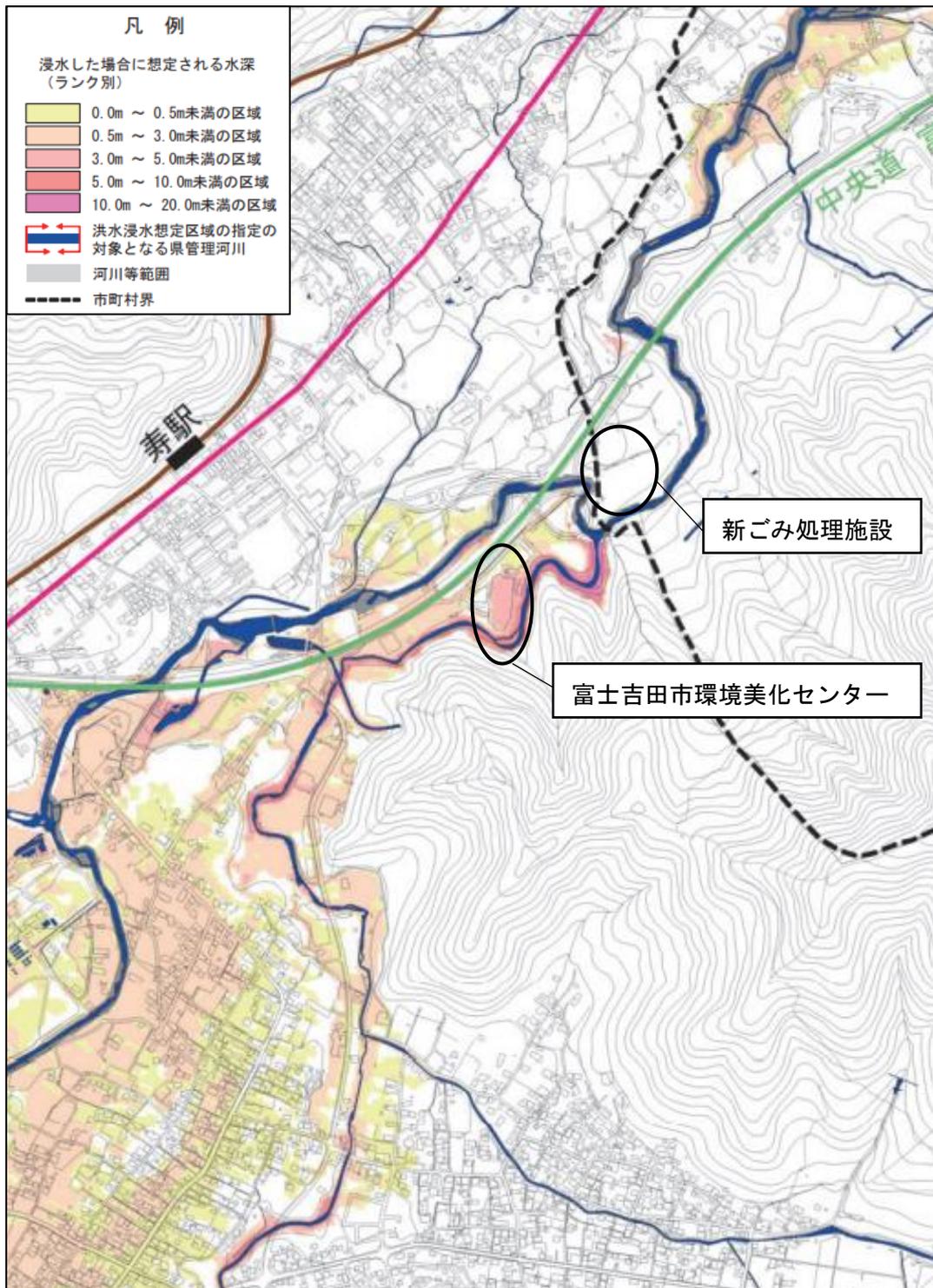
\*富士河口湖町じん芥処理場

図4-1(5) ハザードマップ（土砂災害）



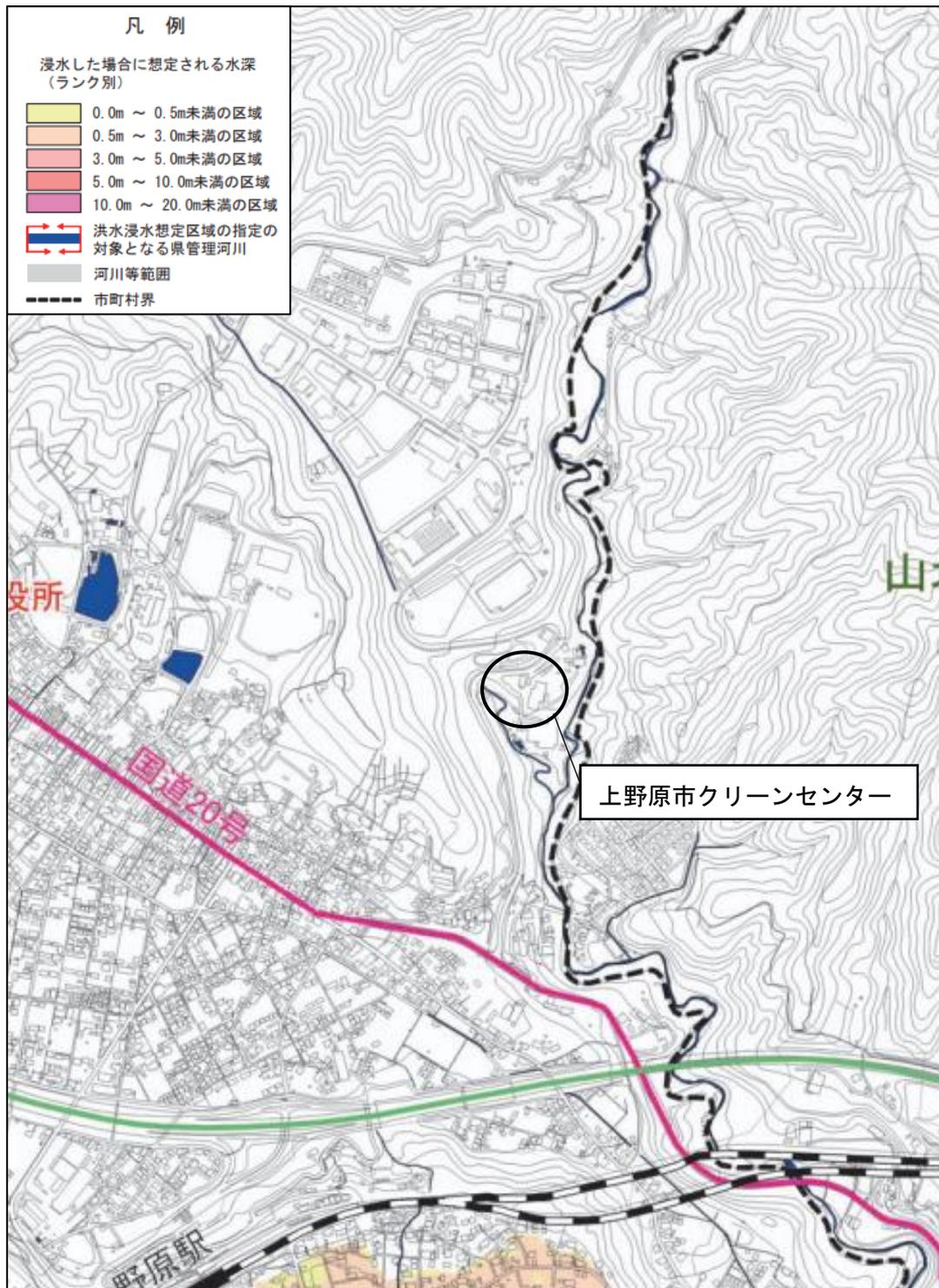
\* 青木が原ごみ処理組合大和田清掃センター

図4-1(6) ハザードマップ (土砂災害)



\* 富士吉田市環境美化センター、新ごみ処理施設

図4-2(1) ハザードマップ (洪水)



\*上野原市クリーンセンター

図4-2(2) ハザードマップ (洪水)